



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民法入門（平成18年度）
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learning object
File Information	04.pdf, 第4回レジュメ



契約から発生する義務 (その1)

《概観・契約法》

1 確認・意思自治の意義

a 意思自治の意義・その1:「契約自由の原則」

* 具体的意味: 締約の自由、相手方選択の自由、内容の自由。

b 意思自治の意義・その2:「契約の拘束力」

* 具体的意味: (自由に決めた以上、) 契約は勝手にやめられない。

c 「契約の拘束力」の前提: 契約内容の確定 (何をやめられないのか?)

* 契約内容とは: どんな権利を有し、どんな義務を負うのか?

2 契約内容の定め方・定まり方 - 契約の解釈と契約類型論の意義 -

a 解釈・その1: 原則としての、両当事者の意思の探求 (狭義の「契約の解釈」)

「契約自由の原則」の論理的帰結: 当事者は何を決めていたのか?

意思探求の手がかり: 契約書、交渉の経緯、契約の目的、慣習など。

b 解釈・その2: 補充的契約解釈 (広義の「契約の解釈」)

補充的契約解釈の前提: 当事者が決めていなかった場合の処理方法。

* 空白の条項のイメージ: たとえば付随的事項を想定すると分かりやすい。

補充の手がかり

(1) 慣習 (92条):

(2) 任意規定 (特に契約類型に関する規定):

(3) 条理ないし信義則 (最終手段): 慣習も任意規定もない場合。

c 民法典が定める基本的契約類型（典型契約）とその他の契約（非典型契約）

【用語の確認】 典型契約と非典型契約の意味

(1) 典型契約（有名契約）とは：民法典が定める 13 種類の契約（549 条以下）。

(2) 非典型契約（無名契約）とは：13 種類以外の契約（ライセンス、リース等）。

典型契約の意義 - 何のために民法典は典型契約を定めたのか？ -

(1) 補充的契約解釈のための典型契約：

(2) 正しさを推し量るための典型契約（詳しくは、 で説明する）：

(3) 附・非典型契約の内容確定方法：契約条項、契約目的等が手がかかり。

d 概観・典型契約の種類

契約目的別の分類

(1) 物の所有権を移転させる契約：売買（物 vs. 金）、交換（物 vs. 物）、贈与。

(2) 物やお金の貸し借りをする契約：賃貸借・使用貸借（物）、消費貸借（金）。

(3) 仕事をすることを目的とする契約：雇傭、請負、委任。

(4) 物の保管を目的とする契約：寄託。

(5) 組織を作ること目的とする契約：組合（及び、法人）。

対価の有無に基づく分類

(1) 双務契約と片務契約

双務契約：当事者の双方が義務を負う契約（売買、賃貸借等）。

片務契約：当事者の一方しか義務を負わない契約（贈与、使用貸借等）。

(2) 有償契約と無償契約

有償契約：対価を伴う契約（売買、賃貸借等）。

無償契約：対価のない契約（贈与、使用貸借等）。

無償契約の特徴：合意（口約束）だけでは完全な拘束力は発生しない。

（１）贈与契約（550条）：実際に履行するまで「やっぱりやめた」と言える。

（２）要物契約（たとえば使用貸借。593条）：物を渡して、はじめて契が成立。

*要するに、実際に渡す前の口約束には拘束力がないということ。

（３）附・有償契約なのに片務契約（？）：利息付きの消費貸借。

*有償契約だが、実際にお金を渡すまでは「やっぱりやめた」と言えるから。

《売買契約をめぐる諸問題》

3 売買契約から発生する基本的義務（債務）

a 売主の義務

財産権移転義務：所有権移転、引渡等。

その他の義務：善管注意義務、果実引渡義務等。

b 買主の義務：代金支払義務。

4 売買契約をめぐる紛争の基本的タイプ・その1：当事者関係

a 売主側の不履行：物を渡さない、あるいは、欠陥のある物を渡した。

b 買主側の不履行：代金を払わない。

c 不履行に対する対応策（詳しくは、 で説明する。）

履行強制：実際に契約の履行を求める。

損害賠償：お金で賠償を求める。

契約解除：契約をやめてしまう。

附・担保責任制度：欠陥のある物を引き渡した。（特別な制度）

d 附・状況の変化に応じた対応を可能にする制度

予約(556条)：たとえば株取引で利用されている(いわゆる「オプション契約」)。

手付(557条)：不動産売買契約で利用されている(慎重さの確保)。

5 売買契約をめぐる紛争の基本的タイプ・その2：第三者の登場と「所有権」概念

a [確認] 当事者関係を想定した場合の、紛争解決の道具立て

「契約」がすべての基準（「契約では、どのように決められていたのか」）。

b 第三者の登場 - 「所有権」概念の必要性 -

紛争の基本的タイプ

(1) 二重譲渡型：

(2) 非所有者処分型：

「所有権」という紛争解決の道具立ての必要性

(1) 紛争の特徴：誰と誰との争いか？

二重譲渡型：

非所有者処分型：

(2) 「契約」という道具立ての限界：契約関係にない者同士の関係規律。

* 「契約」をいくら調べても、紛争の解決には役に立たない。

(3) 「所有権」という道具立て：「どちらが所有者か」という基準。

* 「所有権」帰属の基準を用意する必要がある。

c 二重譲渡型の紛争解決規範（177-178条）：「所有権」の帰属基準

不動産の二重譲渡：登記。（参考資料参照）

動産の二重譲渡：引渡。

附・紛争の事後処理：所有権を得られなかった方の買主は？

売主への責任追及。

用語法の確認

(1) 「対抗要件」：自分の権利を第三者に対して「主張」するために必要な条件。

不動産の対抗要件：登記。

動産の対抗要件：引渡。

(2) 「公示」と「公示の原則」

公示：自分が権利者であると天下に示すこと。

) 不動産の公示手段：登記。

) 動産の公示手段：占有。

* 引渡 = 占有の移転。

公示の原則：公示していない場合には不利益を受けるかもしれないこと。

d 非所有者処分型の紛争解決規範 (192 条等)：「所有権」の帰属基準

【確認】原則論：所有者でない者から買っても、買主は所有者になれない。

例外：取引安全・信頼保護の必要性

(1) 動産：即時取得制度 (192 条)

制度の概要：「善意無過失 + 現に引渡を受けた」買主を保護。

附・不動産の場合：不動産にこれに当たる制度はない。

*たとえば登記を信じて買っても、買主は保護されない。

用語法・「公信の原則」

) 動産取引：「公信の原則」が妥当 = 占有に「公信力」がある。

) 不動産取引：「公信の原則」はない = 登記に「公信力」はない。

(2) 不動産：取得時効制度 (162 条 2 項) と 94 条 2 項

取得時効：「善意無過失 + 10 年間の占有」で買主を保護。

94 条 2 項：真の所有者が意図的に虚偽の外観を作出していた場合。

(3) 附・弱められた保護の制度 - 不動産の買主、あるいは、過失ある買主 -

果実の取得 (189 条)：本体は無理でも、果実はもらえる。

費用の償還 (196 条)：費やした費用は返してもらえる。